

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。公表を承諾いただいた方のみ掲載しています。

※むこさぼカンパニー 様(ウオータークーラー)

- ※榊旭製菓 様(菓子)
※岡田勇 様(楽器)
※榊多摩商工 様(ミストシャワー)
※匿名(楽器・楽譜)
※匿名(書籍)
※匿名(楽器)
※匿名(玩具・書籍)
▶総務課 042-460-9810



休日診療

※マイナ保険証または資格確認書、診察代をお持ちください。



医科

受診の際は、小児科など診療科目をお問い合わせのうえお出掛けください。

※発熱(1週間以内に発熱37.5℃以上を含む)など感冒症状のある方は、必ず電話予約のうえ、ご来院ください。なお、電話が混み合いつながらにくい場合もあります。ご了承ください。

※受診の際は、不織布マスクの着用をお願いします。
※感染拡大防止のため、電話予約のない方の鼻腔拭い液での検査(インフルエンザ検査等)はしていません。

Table with 4 columns: 診療時間, 午前9時~午後10時, 午前9時~午後5時, 午前10時~正午 午後1時~4時 5時~7時. Rows for 21日 and 28日 with clinic names and phone numbers.

歯科

受診の際は、お問い合わせのうえお出掛けください。

Table with 2 columns: 受付時間, 午前10時~午後4時. Rows for 21日 and 28日 with clinic names and phone numbers.

傍聴

審議会など

- 教育委員会
時 6月26日(金)午後2時
場 田無第二庁舎4階
行政報告(ほか)
定 10人
▶教育企画課 042-420-2743
■学校施設適正規模・適正配置等検討懇談会
時 6月22日(月)午前9時30分
場 イングビル
適正配置(ほか)
定 10人
▶教育企画課 042-420-2822
■使用料等審議会
時 6月30日(火)午前10時
場 田無庁舎3階
使用料などの適正化
定 5人
▶企画政策課 042-460-9800

- 社会教育委員の会議
時 6月26日(金)午後2時
場 田無第二庁舎3階
社会教育委員の活動(ほか)
定 2人
▶地域学習推進課 042-420-2831
■地域福祉計画策定・普及推進委員会
時 6月26日(金)午後7時
場 田無庁舎5階
地域福祉計画の進捗(ほか)
定 5人
▶地域共生課 042-420-2745
■緑化審議会
時 7月3日(金)午前10時
場 エコプラザ西東京
第2次みどりの基本計画(ほか)
定 5人
▶みどり公園課 042-438-4045

みんなの伝言板

※特に記載のないものは、無料です。
※内容についてのお問い合わせは、各サークルへお願いします。

「みんなの伝言板」(サークル紹介)は、個人情報が含まれているため、削除してあります。

固定資産税の減額

▶資産税課 042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

- 減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2)
※住宅面積120㎡まで
□減額要件
昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現在の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施
工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください)
1戸当たりの工事費用が50万円超
□必要書類
耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書
耐震改修工事費用の領収書の写し
長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

- 減額分 3分の1(住宅面積100㎡まで)
□減額要件
新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事\*1を実施
工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください)
65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)
改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下(令和8年3月31日までに改修工事が完了した場合は、50㎡以上280㎡以下)
1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額)
現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
□必要書類
①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真等)と工事費用の領収書の写し
③納税義務者の住民票
④居住者の要件により次のいずれかの書類
65歳以上...住民票
要介護・要支援...介護

保険被保険者証の写し
障害者...障害者手帳の写し
⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類
\*1...廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

- 減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2)
※住宅面積120㎡まで
□減額要件
平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修\*2)を実施
工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください)
改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下(令和8年3月31日までに改修工事が完了した場合は、50㎡以上280㎡以下)
1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)、または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること
現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
□必要書類
住宅の熱損失防止改修などに伴う固定資産税の減額適用申告書
増改築等工事証明書
工事費用の領収書の写し
納税義務者の住民票
交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金などの交付を受けた場合)
長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)
\*2...窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

暮らしの中の消費



配送業者を装った不審な電話に注意!

配送業者から電話があり、自動音声で預かり荷物があるという。ガイダンスに従い番号を押すと担当者につながった。心当たりは無いと伝えしたが、犯罪に関わる荷物だと警官が出てきた。その後はビデオ通話で被疑者だと言われ、免許証などの提示を求められた。後で詐欺だと分かったが、渡した個人情報が心配。



配送業者以外にも電話会社や総務省などを装う電話をきっかけに偽警官につながり、「口座を調査し、資産を保護する」などと言われ、口座情報を聞き出された挙げ句、現金をだまし取られたという事例もあります。いったん渡した個人情報や振り込んだ現金を取り戻すことは極めて難しいのが現状です。警察がビデオ通話を求めることはありません。自動音声電話には対応せず、直接各事業者にご相談してください。

▶消費者センター 042-462-1100